

食品衛生法施行条例の一部改正（案）の概要

1 改正の背景

我が国の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応して食品の安全性を確保するため、平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、食品衛生法が改正されました。それに伴う営業許可制度の見直し等については、令和3年6月1日に施行されます。

2 改正の内容

(1) 管理運営基準について

現行の条例で定めていた公衆衛生上講ずべき措置（管理運営基準）が食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）で定められたため、削除します。

(2) 施設基準について

全国の規制の平準化の観点から、「参酌基準」が省令で示され、都道府県等はこの基準を参酌して施設基準を条例で定めます。

※「参酌基準」とは、都道府県等の条例制定に当たり十分に参照しなければならない法令上の基準をいいます。

今般の食品衛生法の一部改正により施設基準が参酌基準として省令に規定された趣旨として、施設基準に係る合理性に乏しい地域的差異の解消があります。

ア 省令で定められた参酌基準のとおりとします。

イ 現行条例に定めている露店を利用して行う営業については、参酌基準に定めがありませんが、厚生労働省の通知で規定を設けることは差し支えないとされていることから、現行条例の基準を残します。

ウ 現行条例に定めている自動車を利用して行う魚介類販売業については、参酌基準に規定されているキッチンカーの施設基準を適用します。

(3) その他

営業の廃止の届出等について省令で新たに定められたため、同内容である条例の規定を削除します。

3 施行期日

令和3年6月1日